3－590	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ－1500Ｈ	三和機工㈱
3－591	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ－1500Ｈ－Ⅱ	三和機工㈱
3－592	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ－2000Ｈ	三和機工㈱
3－593	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ－2000Ｈ－Ⅱ	三和機工㈱
3－594	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ－3000Ｈ	三和機工㈱
3－595	油圧パワーユニット	ＥＵ903	㈱タダノエンジニアリング
3－596	パイプロハンマ（単体）	ＳＲ－60	調和工業㈱
3－597	コンクリートポンプ	ＳＰ－35ＥⅡ	㈱シンテック
3－598	空気圧縮機	ＰＤＳＦ210Ｓ－５Ｃ３	北越工業㈱
3－599	空気圧縮機	ＰＤＳＧ900Ｓ－４Ｃ５	北越工業㈱
3－600	空気圧縮機	ＰＤＳＧ900ＳＣ－４Ｃ５	北越工業㈱
3－601	発動発電機	ＳＤＧ45Ｓ－５Ｂ２	北越工業㈱
3－602	発動発電機	ＥＧ25ＢＳ－６Ｅ	㈱小松製作所
3－603	発動発電機	ＥＧ45ＢＳ－５Ｅ	㈱小松製作所
3－604	発動発電機	ＥＧ60ＢＳ－７Ｅ	㈱小松製作所
3－605	発動発電機	ＥＧ150ＢＳ－８Ｅ	㈱小松製作所
3－606	発動発電機	ＥＧ220ＢＳ－６Ｅ	㈱小松製作所

○国土交通省告示第五百七十四号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第三条の規定により、別表に掲げる原動機を排出ガス対策型原動機に認定する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

別表（排出ガス対策型原動機）

認定番号	原動機の名称及び型式	申請者
3－77	3－３Ｄ88Ｅ－Ｆ	㈱小松製作所

○国土交通省告示第五百七十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき本大臣において施行中の海岸保全施設に関する工事について、その一部を完了したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

工事を完了した区域

兵庫県明石市大久保町江井島字島四百八十五番東端から、同県加古郡播磨町本荘一丁目四十番南東端地先までの海岸に係る海岸保全区域（古宮漁港一号防波堤中心線から二号防波堤中心線までの間の海岸及び二見港に係る港湾区域と重複する部分を除く。）の区域

工事の種類

海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧

工事完了の日

平成二十八年三月三十一日

○国土交通省告示第五百七十六号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

第八号及び第九号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百七十七号

地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第三十一条第二号の規定により、国土交通大臣の指定する金融機関を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

国土交通大臣の指定する金融機関を定める告示の一部を改正する告示

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合におけるこの告示の適用については、本則中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」とする。

附　則

この告示は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第五百七十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第十三項の規定に基づき、京浜港における埠頭群を運営する者として指定した横浜川崎国際港湾株式会社から、その本店の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

変更前の本店の所在地　横浜市中区山下町二番地

変更後の本店の所在地　横浜市西区みなとみらい二丁目三番一号

変更年月日　平成二十八年四月一日

○国土交通省告示第五百七十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一